

低所得者世帯支援給付金のご案内

(令和6年度住民税非課税世帯支援給付金)

(令和6年度住民税均等割のみ課税世帯支援給付金)

給付額 1世帯あたり **10万円** + 加算(18歳以下の子ども対象) 子ども1人あたり **5万円**

※対象となる世帯へは、別途案内が届きます。
※課税状況が不明な世帯へは案内が届きません。

給付対象

令和6年度新たに住民税非課税となった世帯

<①～③のすべてに該当する世帯>

- ①令和6年6月3日に守山市に住民票がある世帯
- ②世帯の全員が令和6年度住民税均等割が課されていない世帯
- ③令和5年度住民税非課税世帯への給付(1世帯あたり7万円)、または令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付(1世帯あたり10万円)の支給対象でない世帯

※住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯、租税条約による住民税の免除を受けている人がいる世帯は対象外

令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となった世帯

<①～③のすべてに該当する世帯>

- ①令和6年6月3日に守山市に住民票がある世帯
- ②世帯の全員が令和6年度住民税均等割のみ課税の世帯 または、均等割のみ課税者と非課税者の世帯
- ③令和5年度住民税非課税世帯への給付(1世帯あたり7万円)、または令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付(1世帯あたり10万円)の支給対象でない世帯

※住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯、租税条約による住民税の免除を受けている人がいる世帯は対象外

要確認

令和5年度給付金(アまたはイ)の支給対象世帯(辞退・未申請含む)は**支給対象外**となります。

ア 令和5年度住民税非課税世帯給付金(1世帯あたり7万円) イ 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金(1世帯あたり10万円)

守山市から支給要件確認書が届いた世帯

守山市で世帯の課税状況が把握できる世帯が対象

守山市から支給要件申請書が届いた世帯

守山市で世帯の課税状況が把握できない世帯が対象
例) 未申告者・令和6年1月2日以降に転入した者が含まれる世帯

手続方法

手続きが必要

- 『確認書』に必要事項を記入し、申請期限までに守山市生活支援相談課までご提出ください。
 - 必要書類を添付してください。
- ※ただし、『確認書』の支給口座欄に記載の口座に振込みを希望される場合は、①および②の添付は不要です。

①本人確認書類の写し

運転免許証
マイナンバーカード 等



②口座確認書類の写し

キャッシュカード・通帳・
インターネット口座 等



- 給付時期：市が確認書を受理した日から、およそ4週間後

手続きが必要

- 『申請書』に必要事項を記入し、申請期限までに守山市生活支援相談課までご提出ください。
- 必要書類を添付してください。

①本人確認書類の写し

運転免許証
マイナンバーカード 等



②口座確認書類の写し

キャッシュカード・通帳・
インターネット口座 等



③令和6年度課税証明書(均等割のみ課税)または非課税証明書

- 給付時期：市が申請書を受理した日から、およそ4週間後

※対象と思われる世帯にもかかわらず、案内が届かない場合は、給付金窓口までお問い合わせください。

申請期限 令和6年10月31日(木)(必着) ※郵送の場合は、当日消印有効



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

市の職員等が直接通帳やキャッシュカードを預かりに来たり、暗証番号を聞くことはありません。

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市や最寄りの警察署が警察相談専用電話(9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

●守山市 健康福祉部 生活支援相談課 TEL. 077-516-4090 (給付金担当)

受付時間 平日 8:30～17:15(土日祝を除く) ※詳細、最新の情報は、守山市ホームページでご確認ください。